

さらに、令和元（2019）年度からは「発達障害診断待機解消事業」を創設し、都道府県・指定都市において、アセスメント機能を強化するため、アセスメントの対応について外部に委託することや医療機関にアセスメント対応職員を新たに配置すること、発達障害に関する医療機関のネットワークを構築し、発達障害の診療・支援等を行う医師を養成するための実地研修等を実施することを支援している。

また、「発達障害児者地域生活支援モデル事業」により、発達障害児者及びその家族が地域で安心して暮らしていけるよう、支援手法の開発、関係する分野との協働による支援や切れ目のない支援などを整備し、地域生活支援の向上を図っている。

このほか、国立障害者リハビリテーションセンターにおいては、全国の発達障害者支援センターの中央拠点としての役割を担う「発達障害情報・支援センター」を設置し情報発信や支援手法の普及を図っている（第3-11図）。平成28年度からは、専門家等と連携を図りつつ、自治体等に対して地域における支援体制構築に向けた指導、助言を行っている。また、平成29年度からは発達障害分野の様々な課題に関する情報収集・分析・発信を行うことを目的とした発達障害情報分析会議の開催、さらに平成30年度からは、困難事例への対応等、多様化が見込まれる支援ニーズに全国各地で実効性のある取組が行われることを目指した発達障害者地域支援推進事業を実施している。

イ 学校における支援体制の整備（文部科学省）

発達障害の可能性のある子供は通常の学級にも在籍しており、文部科学省は、発達障害を含む障害のある子供への学校における支援体制の整備を推進している（前項の「(1)障害のある子供・若者の支援」を参照）。

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所において、以下の取組を行っている。

- ・「発達障害教育推進センター」¹⁰において、学校の教職員や保護者等に対し、厚生労働省とも連携しながら、発達障害に関する正しい理解や支援に関する様々な教育情報、研修会等のイベント情報等をインターネットを通じて提供
- ・平成30（2018）年度は、全体テーマを「通級による指導に期待されること」とし、有識者による基調講演、当事者を交えたシンポジウム、分科会形式のグループ協議を内容とした「発達障害教育実践セミナー」を開催

(3) 障害者に対する就労支援等（文部科学省、厚生労働省）

「障害者の雇用の促進等に関する法律」（昭35法123）は、民間企業などに対し、雇用する労働者の一定割合（障害者雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用することを義務づけている（障害者雇用率

第3-11図 発達障害情報・支援センター



(出典) 発達障害情報・支援センターホームページ
(<http://www.rehab.go.jp/ddis/>)

10 http://icedd_new.nise.go.jp/

制度)。平成30(2018)年4月からは、精神障害者が障害者雇用率の算定基礎に加わり、民間企業の障害者雇用率は、従来の2.0%から2.2%に引き上げられた。

厚生労働省は、障害者雇用率の達成に向け、ハローワークなどにおいて厳正な達成指導を実施しているほか、以下の取組を行っている。

- ・ハローワークが中心となり、地域の福祉施設、特別支援学校、医療機関などの関係機関と連携し、就職から職場定着まで一貫した支援を行う「チーム支援」
- ・障害者本人やその保護者等の就労に対する不安や中小企業の障害者雇用に関する不安を解消するため、地域の福祉施設、特別支援学校、医療機関などの関係機関と連携し、職場実習、就労支援セミナー、事業所見学会などの実施(福祉、教育、医療から雇用への移行推進事業)
- ・「障害者総合支援法」に基づく、一般就労への移行を支援する「就労移行支援」、一般就労が困難な者に対して働く場を提供する「就労継続支援」、一般就労に伴う生活面の課題に対応できるよう関係機関との連絡調整等を行う「就労定着支援」
- ・精神障害や発達障害がある求職者に対する、障害特性に応じたきめ細かな就労支援
- ・発達障害などによりコミュニケーション能力や対人関係に困難を抱えている若者に対する、「若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラム」における、ハローワークに配置している専門の相談員によるきめ細かな個別相談や支援
- ・障害者職業能力開発校(全国18校)における、職業訓練上特別な支援を要する障害者に重点を置きつつ、障害の特性に応じた職業訓練
- ・企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関といった地域の多様な委託先における、就職に必要な知識・技能を習得するための委託訓練

文部科学省では、特別支援学校高等部や高等学校等において、福祉や労働等の関係機関と連携しながらキャリア教育・就労支援が行われるよう、障害のある生徒の就労支援を行う就労支援コーディネーターの配置などに取り組んでいる。

(4) 障害者に対する文化芸術活動の支援(文部科学省、厚生労働省)

障害の有無にかかわらず、全ての子どもたちが文化芸術に親しみ、優れた才能を活かして活躍することのできる社会を築いていくことは重要である。文部科学省においては、全国の高校生が芸術文化活動の発表を行う祭典である全国高等学校総合文化祭において、特別支援学校の生徒による作品の展示や実演芸術の発表の場を提供するとともに、子どもたちに質の高い文化芸術を鑑賞・体験する機会を確保することを目的として、小学校・中学校等に障害のある芸術家等を派遣し、車いすダンスの披露や車いすダンス体験等の機会等を提供している。また、障害者の優れた文化芸術活動の国内外での公演・展示の実施、助成対象として採択した映画作品や劇場・音楽堂等において公演される実演芸術のバリアフリー字幕、音声ガイド制作への支援等、障害者の文化芸術活動の充実に向けた支援に取り組んでいる。さらに「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」(平30法47)が平成30(2018)年6月に施行され、国は、同法に基づき、平成31(2019)年3月に国の基本計画を策定したところであり、今後それに基づき、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を推進していくこととしている。

(5) 慢性疾病を抱える児童等や難病患者の支援(厚生労働省)

小児慢性特定疾病対策及び難病対策については、平成27(2015)年1月から「児童福祉法」(昭22法164)及び「難病の患者に対する医療等に関する法律」(平26法50)に基づく医療費助成制度や児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病児童等自立支援事業が都道府県等において実施されている。

さらに、平成27年9月に「難病の患者に対する医療等の総合的な推進を図るための基本的な方針」、同年10月に「小児慢性特定疾病その他の疾病にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成に係る施策の推進を図るための基本的な方針」が策定された。

厚生労働省では、これらの法律及び基本方針に基づき小児慢性特定疾病児童等や難病患者に対して、以下のような総合的な対策を推進していくこととしている。

- ・小児慢性特定疾病児童等及び難病患者の医療費の負担軽減を図るため都道府県等が実施する医療費助成について、その費用の2分の1を負担
- ・小児慢性特定疾病児童等の自立を支援するため、児童福祉法に基づき都道府県等が実施する相談支援事業、相互交流支援事業などの小児慢性特定疾病児童等自立支援事業について、その費用の2分の1を負担
- ・小児期から成人期への移行期の小児慢性特定疾病児童等が個々の疾病の状況に応じ適切な医療を受け、さらに自身の疾病等の理解を深めるなどの自律（自立）支援を受けられるような移行期医療支援体制の構築を図るために必要なガイドの作成・周知を行うことで移行期医療を推進
- ・症例数が少なく研究が進みにくい疾病について、データを集約し、治療に役立てるための調査研究を推進
- ・専門医療機関とかかりつけ医の連携などによる、できる限り早期に正しい診断や治療が行われるために、医療提供体制を確保
- ・日常生活での不安を解消していくため、難病相談支援センターなどを通じた相談支援体制を充実
- ・ハローワークに難病患者就職サポーターを配置し、難病相談支援センターと連携した就労支援を推進

3 非行・犯罪に陥った子供・若者の支援等

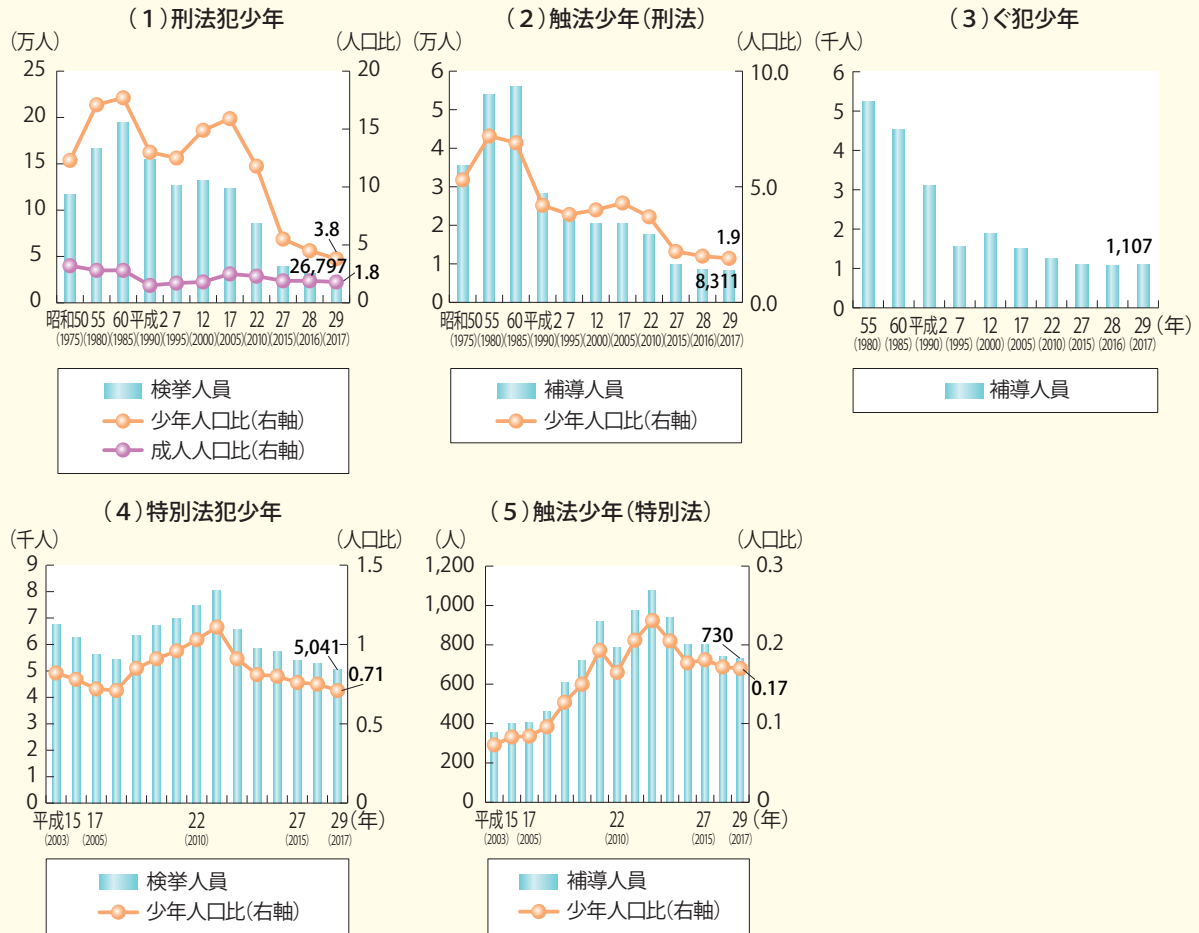
刑法犯少年の検挙人員、触法少年（刑法）の補導人員、ぐ犯少年の補導人員は、いずれも減少傾向にあり、また、軽犯罪法違反といった特別法犯少年の検挙人員、触法少年（特別法）の補導人員も減少している。刑法犯少年の検挙人員について、少年の人口比においても減少しているが、刑法犯について成人の人口比と比較すると、依然として高い状態にある（第3-12図）。

年齢別にみると、触法少年（刑法）では、13歳が最も多いものの、12歳以下の占める割合が上昇傾向にあり、罪種別にみると、刑法犯少年、触法少年（刑法）ともに、窃盗が半数以上を占める。また、初発型非行（万引き、自転車盗、オートバイ盗、占有離脱物横領）の検挙人員は、減少傾向にある（第3-13図、第3-14図、第3-15図）。

刑法犯少年の非行については、14～20時の時間帯が40.5%、また、所有・消費目的によるものが59.7%となっている（第3-16図）。

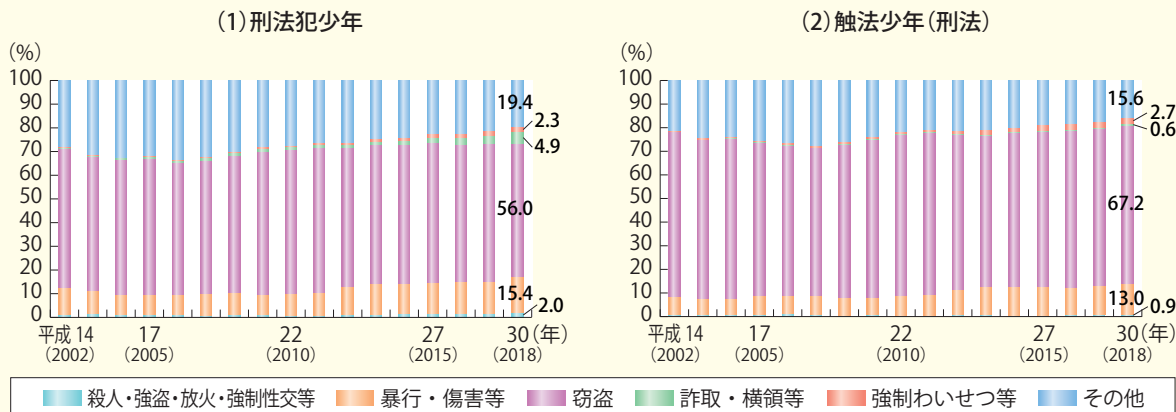
第3-12図 刑犯少年等の検挙・補導人員

- ◆刑犯少年の検挙人員、触法少年（刑法）の補導人員、ぐ犯少年の補導人員は、いずれも減少傾向。特別法犯少年の検挙人員、触法少年（特別法）の補導人員も減少している。
- ◆刑犯少年の検挙人員について、人口比も減少しているが、成人の人口比と比べると依然として高い。



第3-14図 刑法犯少年等の検挙・補導人員（罪種別構成割合）

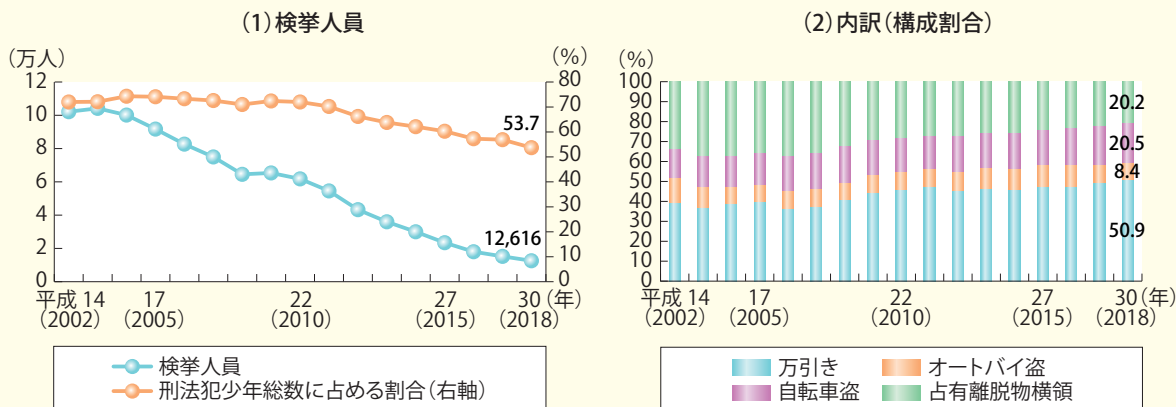
◆刑法犯少年、触法少年（刑法）ともに、窃盗が半分以上を占める。



(出典) 警察庁「少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況」
 (注) 1. グラフのうち、殺人・強盗・放火・強制性交等とは凶悪犯を、暴行・傷害等とは粗暴犯を、詐取・横領等とは知能犯を、強制わいせつ等とは風俗犯を、それぞれ指す。
 2. 刑法の一部が改正（平成29年7月13日施行）され、強姦の罪名、構成要件等が改められたことに伴い、グラフのうち、「強姦」を「強制性交等」に変更した。

第3-15図 初発型非行

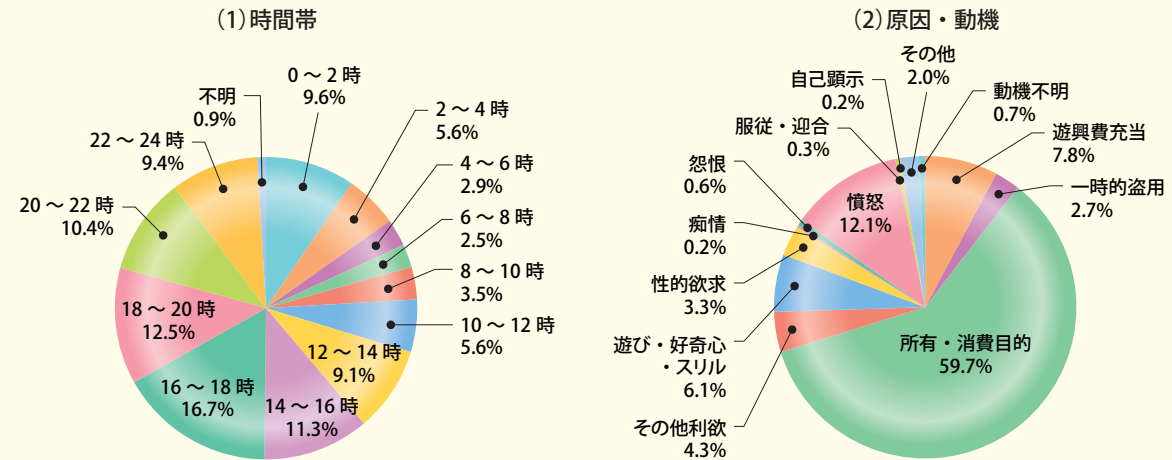
◆初発型非行（万引き、自転車盗、オートバイ盗、占有離脱物横領）の検挙人員は、減少傾向にある。



(出典) 警察庁「少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況」

第3-16図 刑法犯少年の非行時間帯と原因・動機（平成29年）

◆刑法犯少年の非行については、14～20時の時間帯が40.5%。また、所有・消費目的によるものが59.7%。



(出典) 警察庁「少年の補導及び保護の概況」

(1) 総合的取組

ア 関係府省庁の連携（内閣府、警察庁、法務省、文部科学省）

刑法犯少年の検挙人員は減少傾向にあるものの、人口比では成人に比べると高い水準にある。

政府では、非行対策の推進について密接な連絡や情報交換、協議等を行うため、子ども・若者育成支援推進本部の下に少年非行対策課長会議を設置し、関係府省庁が連携して対策の充実強化を図っている¹¹。

イ 家庭、学校、地域の連携

非行は、家庭、学校、地域のそれぞれが抱えている問題が複雑に絡み合っている。このため、家庭、学校、地域のより一層の緊密な連携の下に、一体的な非行防止と立ち直り支援を推進していく必要がある。

① 「サポートチーム」(内閣府、警察庁、法務省、文部科学省)

「サポートチーム」は、多様化、深刻化している少年の問題行動の個々の状況に着目し、的確な支援を行うため、学校、警察、児童相談所、保護観察所といった関係機関がチームを構成し、適切な役割分担の下に連携して対処するものである。関係機関は、日常的なネットワークの構築などを通じて、「サポートチーム」の編成やその活動において緊密な連携を図っている。

警察庁と文部科学省は、サポートチームの効果的な運用を図るため、管区警察局との共催により問題行動に対する連携ブロック協議会を開催し、緊密な連携を図っている。

② 学校と警察の連携（警察庁、文部科学省）

子供の非行や校内暴力を防止するためには、学校と警察が密接に連携する必要がある。このため、警察署の管轄区域、市町村の区域等を単位に、全ての都道府県で学校警察連絡協議会が設置されている。平成30（2018）年4月1日現在、全国の小学校、中学校、高校の約98%の参加を得て、約2,300組織の学校警察連絡協議会が設置されている。

また、非行防止や健全育成を図るため、都道府県警察と都道府県教育委員会などとの間で締結した協定や申合せに基づき、非行少年、不良行為少年その他の健全育成上問題を有する子供に関する

11 <https://www8.cao.go.jp/youth/kankyoushi/hikouhigai/torikumi.html>

情報を警察・学校間で通知する「学校・警察連絡制度」が各地で構築されている。

③ スクールサポーター（警察庁）

警察は、退職した警察官などをスクールサポーターとして警察署などに配置し、学校からの要請に応じて派遣するなどしている。スクールサポーターは「警察と学校の橋渡し役」として、学校における子供の問題行動への対応や、巡回活動、相談活動、安全確保に関する助言を行っている。平成30（2018）年4月1日現在、44都道府県に約850人が配置されている。

④ 更生保護サポートセンター（法務省）

処遇活動、犯罪予防活動をはじめとする更生保護の諸活動を一層促進するための拠点である「更生保護サポートセンター」が、平成30（2018）年度現在、全国に計802か所設置されている。「更生保護サポートセンター」には、保護司が駐在し、教育委員会や学校、児童相談所、福祉事務所、社会福祉協議会、警察、ハローワークといった様々な関係機関・団体と協力し、保護観察を受けている人の立ち直り支援や、非行防止セミナー、住民からの非行相談等を行っている。

⑤ 法務少年支援センター（法務省）

少年鑑別所¹²は、「法務少年支援センター」として、非行・犯罪に関する問題や、思春期の少年たちの行動理解等に関する知識・ノウハウを活用して、少年や保護者などの個人からの相談に応じて情報の提供・助言等を行っているほか、児童福祉機関、学校・教育関係機関、NPO等の民間団体等、青少年の健全育成に携わる関係機関・団体と連携を図りながら、地域における非行・犯罪の防止に関する活動や、健全育成に関する活動の支援を行っている。

(2) 非行防止、相談活動等

ア 非行少年を生まない社会づくり（警察庁）

警察は、少年の規範意識の向上及び社会との絆の強化を図るため、「非行少年を生まない社会づくり」の取組を全国的に推進している。具体的には、問題を抱え非行に走る可能性がある少年に積極的に連絡し、地域の人々と連携した多様な活動機会の提供や居場所づくりのための取組などによってその立ち直りを図る「少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動」を推進している。また、非行情勢等について、自治会等に対して幅広く情報発信するとともに、少年警察ボランティアなどと連携しながら、街頭補導や社会奉仕体験活動等を通じて大人と触れ合う機会の確保に努めるなど、少年を見守る社会気運の向上に向けた対策を推進している（第3-17図）。

12 ①家庭裁判所などの求めに応じ、鑑別対象者の鑑別を行うこと、②観護の措置が執られて少年鑑別所に収容される者などに対し、必要な観護処遇を行うこと、③地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うことを業務とする施設。